

農林水産省環境報告書 2006

本報告書は「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)第6条に基づき、農林水産省の平成17年度における環境配慮等の状況について公表するものです。

- 目 次 -

発行にあたって(大臣挨拶)

< 本編 >

はじめに

環境に配慮した農業の広がり

1. 環境保全への関心の高まりと、環境に配慮した農業の広がり
2. 先進的な取組から、地域ぐるみの取組へ
3. 農林水産業の各分野での環境への影響への対応

地域環境の保全・創造

1. 農山漁村の地域資源を活用した循環型社会の形成(広がるバイオマスの活用)
2. 自然豊かな地域環境の創造(生物多様性・自然再生)
3. 持続的な農林水産業のための環境づくり

地球環境問題と農林水産業

地球温暖化と農林水産業

環境保全に向けたさまざまな取組

1. 多様な主体の参加による環境保全に向けた取組
2. 環境教育、食育への関心の高まり
3. 国民・消費者へのアピール
4. 幅広い意見を踏まえた政策づくり(環境コミュニケーション)

農林水産省庁舎の環境配慮の取組

1. 環境管理システムISO14001の導入
2. 平成17年度の農林水産省本省の環境目標の達成状況(実績と評価)
3. 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組
4. グリーン購入の推進
5. 農林水産省における木材利用拡大への取組

< 資料編 >

農林水産環境政策の基本方針

基本方針関連予算

環境管理システム(ISO14001)関連資料

読者アンケート

農林水産省環境報告書2006の発行にあたって

農林水産業と農山漁村は、食料の安定供給はもちろんのこと、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、国民のくらしにおいて重要な役割を担っています。地球温暖化の防止や生物多様性の危機が課題となる中で、これらの役割は一層重要なものとなっています。

このため、農林水産省では、環境保全型農業の推進をはじめとして、緑の社会資本としての森林の整備など、持続的な農林水産業の発展に向けた取組を進めています。

特に、循環型社会の実現に向けて、国内のバイオマス資源の利活用は農林水産業の新たな領域を開拓する重要な課題であり、バイオ燃料の生産拡大など、大きな目標を掲げて推進することとしているところです。



我が国の農林水産業は、従事者の減少や高齢化、グローバル化の中で大きな転換期にあり、農林水産省は、新たな発想や創意工夫を後押しする「攻め」の農政を進めています。この中でも、環境への配慮は、持続的な農林水産業の発展のために不可欠な条件として、しっかりと取り組んでまいります。

これに向けて、農林水産省では昨年度から環境管理システムを導入し、ISO14001の認証を取得しました。これにより、オフィス活動から施策の企画・立案まで幅広い視点から環境保全に向けた取組について組織的に検証しながら取り組む体制を整えたところです。

この環境報告書では、平成17年度の農林水産省の環境保全に向けた取組について、読みやすいように整理したほか、ホームページを活用することにより最新の情報もあわせて紹介できるよう配慮しました。本報告書を通じ、農林水産業と環境との関わりについて考えていただくとともに、農林水産省の取組に対して、皆さまからのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成18年12月

農林水産大臣 松岡 利勝

はじめに ―環境保全を重視する農林水産業への移行を目指して―

■ 農林水産省の環境配慮に関する基本的方針

農林水産業は、地域の資源・環境を活用して行う生産活動であり、環境政策は農林水産業における基本的な課題です。国民の環境問題への認識が高まる中で、これまでの農業基本法に代わって平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」では、自然循環機能の維持増進による持続的な農林水産業の発展が謳われました。その後改訂された土地改良法や森林・林業基本法、水産基本法などでも、それぞれ環境への配慮が明確に位置付けられています。

このような中、農林水産省では、環境保全を重視する農林水産業への移行を目指し、平成15年12月に「**農林水産環境政策の基本方針**」を策定しました。

■ 関係法律・計画等における環境配慮の位置付け [関係ページへ](#)

■ 農林水産環境政策の基本方針 [環境政策課HPへ](#) <http://www.maff.go.jp/kankyo/index.html>

健全な水、大気、物質の循環の維持・増進と豊かな自然環境の保全・形成のための施策を展開するための基本認識、基本的な方策などを明らかにしています。

○ 5つの基本認識

大量生産、消費、廃棄社会から持続可能な社会への転換

農林水産業の自然循環機能の発揮

農林漁業者の主体的努力と消費者の理解・支援

都市と農山漁村との共生・対流

農林水産省が支援する農林水産業は環境保全を重視するものへ移行

平成17年3月に閣議決定された、新たな食料・農業・農村基本計画においても、環境保全を重視した施策の展開を、基本的な視点の一つにおき、「農業が本来有する自然循環機能を発揮することにより、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していく。これは、我が国農業が将来にわたって国民の信頼を得て、世界に通用する競争力ある産業として持続的に発展していくための道でもある。」との認識のもと、さまざまな施策に取り組んでいます。

この報告書では、農林水産省が取り組む環境関連の各施策について、全体像をわかりやすく紹介することを主眼に、各分野の施策を横断的に整理して紹介しています。

本文では施策の背景となる現状や課題について簡単に触れながら、関連する主な取組を紹介し、さらに各章毎に、農林水産省の環境管理システム(ISO14001)に位置付けた環境関連施策の一覧を示しています。各施策の内容については、それぞれ別票に整理し、各施策のホームページとあわせて詳細な内容を知ることができるように構成しています。

各分野の関係法律等における環境配慮の位置付け

■ 食料・農業・農村

(食料・農業・農村基本法:平成11年) 食料・農業・農村基本計画

リンク <http://www.maff.go.jp/keikaku/20050325/top.htm>

- ・基本理念として、自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、農業の多面的機能の発揮を位置付け

■ 農業生産

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律:平成11年)

リンク <http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/nousan/kanpo/jizoku.htm>

- ・環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保

(家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律:平成11年)

リンク <http://www.maff.go.jp/chikukan/index.html>

- ・家畜排せつ物の管理の適正化、家畜排せつ物の利用促進

■ 農業農村整備

(土地改良法:平成13年改正) 土地改良長期計画

リンク <http://www.maff.go.jp/nouson/kikaku/tyoukei/index.htm>

- ・事業実施の基本原則として、「環境との調和への配慮」を規定
- ・地域の意向を踏まえた事業計画の策定

■ 林野

(森林・林業基本法:平成13年) 森林・林業基本計画

リンク <http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/kihonhou/kihonhou.html>

- ・森林の有する多面的機能の発揮・林業の持続的かつ健全な発展を基本理念
- ・地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の推進

■ 水産

(水産基本法:平成13年) 水産基本計画

リンク <http://www.jfa.maff.go.jp/sinseisaku/kihonhou/index.html>

- ・水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展を基本理念
- ・多面的機能に関する施策の充実

環境に配慮した農業の広がり

- 環境を保全する持続的な農林水産業を目指します

■ 環境保全への関心の高まりと、環境に配慮した農業の広がり

わが国では、二千年以上昔に始まったとされる稲作を始めとして、限られた水と土を巧みに利用しながら農業が営まれてきました。特に、近代以降には、品種改良や生産基盤の整備に加え、肥料・農薬の活用等による生産技術の向上により、農業の生産性は大きく向上しました。

しかし、近年は、農村の高齢化や混住化が進む中で、耕作放棄地の発生や手入れのされない森林の増加などの問題に加えて、肥料や農薬の不適切な使用による環境への影響や、畜産廃棄物の処理、漁業環境の悪化など、環境の保全に関する問題が大きな課題となっています。

一方、農林水産業は、本来、自然に順応する形で働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動であり、日本の自然条件にあわせた持続的な営みが期待されるものです。

国民の環境への関心が高まる中、各地で、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、地域の資源循環に配慮した堆肥による土づくり等による、環境に優しく、持続可能な農業（環境保全型農業）の取組が広がっています。

■ 全国に広がるエコファーマー

環境保全型農業対策室HPへリンク<http://www.maff.go.jp/eco.htm>

平成11年に制定された、「持続農業法」により、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者をエコファーマーとして認定し支援しています。エコファーマーは平成21年までに10万人の目標に対して、平成18年3月末までに約9万9千件が認定され着実に増えています。

なお、全国の販売農家数に占める割合は、まだ、およそ5%であり、地域的な広がりが課題です。



持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

■ 先進的な取組から、地域ぐるみの取組へ

各地の先駆的な農家では、早くから農業と環境の問題に関心を持ち、有機農業や減農薬による農業が取り組まれてきましたが、近年では、地域農家ぐるみで環境管理システムの国際認証(ISO14001)を取得する事例など、地域農家の組織的な取組も各地で始まっています。

規模拡大も進める、地域の先駆的農家の取組

- 板倉農産(宮城県登米市)

(第11回全国環境保全型農業推進コンクールより)

地域の先駆者として、平成元年から、水稻の農薬・化学肥料不使用栽培に取り組んでいる。規模拡大も進め、法人化により安定した経営を目指しながら、消費者との交流や、児童の米作り体験学習など、食育にも積極的に関わっている。また、付近の「蕪栗沼」と周辺の田んぼが、ラムサール条約登録地となり、この地域に飛来する渡り鳥と農家の共存を目指して活動している。



部会員全員がエコファーマーに認定、地域ぐるみの取組

- 東串良町園芸振興会ピーマン部(鹿児島県東串良町)

(第11回全国環境保全型農業推進コンクールより)

環境保全型農業への取組が重要視される中、平成12年から化学肥料節減栽培を始め、4年目には139名の部会員全員がエコファーマーとして認定され、地域ぐるみの環境保全型農業を推進している。また、土づくり、産地間交流などに部会全体で取り組むことにより、より一層の意識の浸透、効果的な技術の向上に成功している。



このような中で、農業者だけでなく、非農家も含めた地域全体の取組により、幅広い地域の資源を活用しながら、環境に配慮した農業を推進している地域も見られるようになっていきます。さらに、都道府県が独自の条例によって行う支援なども各地で始まる中で、国でも環境保全型農業の一層の推進のための施策に取り組んでいます。

■ 環境保全型農業の広がりに向けた支援

[環境保全型農業対策室HPへリンクhttp://www.maff.go.jp/eco.htm](http://www.maff.go.jp/eco.htm)

農林水産省では、環境保全型農業の推進に向けて、推進体制の整備、技術指針の策定、地域における技術確立、持続農業法に基づく支援、農業環境規範の普及推進等に取り組んでいます。

- すべての農業者が環境保全に向けて取り組むべき規範として、「農業環境規範」を作成
- 地域でまとまって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を導入(平成19年度からの制度導入に向けて検討を進めています。)

■ 農林水産業の各分野での環境への影響への対応

農林水産業の環境への影響については、農業に起因するもののほか、食生活の高度化等を

背景として大きな発展を遂げてきた畜産業から発生する家畜排せつ物、養殖業の飼料による水環境への負荷の低減などが課題となっています。

「家畜排せつ物」は、環境問題の発生要因となる一方で、土壌改良資材や肥料としての利用価値が大きい貴重なバイオマス資源でもあります。このため、管理の適正化と同時に、家畜排せつ物の利活用を促進し、資源の有効活用を図ることにより、環境保全型農業の推進とあわせた、循環型社会の構築が期待されます。

■ 畜産環境対策の推進

畜産環境対策HPへリンク <http://www.maff.go.jp/chikukan/index.html>

畜産環境問題の解決に向けて、「家畜排せつ物法」に基づき、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に取り組んでいます。

農林水産省の施策

環境保全型農業の推進

農業環境規範の策定と各政策との関連づけ

農業者が環境との調和のために取り組むべき基本的なことがらを整理した農業環境規範を作成しました。

また、可能なものから、農林水産省が行うさまざまな支援にあたって、農業環境規範の実施を条件としています。

エコファーマーの支援(持続農業法)

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、環境に配慮した農業生産方式に取り組む農家をエコファーマーとして認定し、支援しています。

土づくり施設の整備等への支援

地域の環境保全型農業の取組に必要な基盤整備や土づくり施設の整備を支援しています。

環境と調和のとれた持続的な農業生産への支援

有機農産物や特別栽培農産物の生産体制の確立、緑肥作物の導入による輪作による畑作農業の確立等の推進や、共同利用機械・設備等の整備を支援しています。

地域でまとまって環境負荷を大幅に低減する先進的な営農活動への支援

- 農地・水・環境保全向上対策 -

農地・水・環境保全向上対策HP http://www.maff.go.jp/nouti_mizu/index.html

平成17年10月に決定した経営所得安定対策等大綱の中で、力強い農業構造の確立、効率的な農業生産を目指す経営安定対策と車の両輪をなす地域施策の一環として、農業者ぐるみでの環境保全に向けた先進的な活動を支援することとしました。(平成19年度からの制度導入に向けて検討)

施肥基準の見直し

都道府県施肥基準HPへ <http://www.maff.go.jp/sehikijun/top.html>

各都道府県が作成する施肥基準について、「施肥基準の作成・見直しの指針」において、環境負荷低減への配慮を明記し、見直しを推進しています。

総合的病害虫・雑草管理(IPM)の推進

病害虫の発生状況等に応じ多様な防除手法を組み合わせる病害虫管理を行う総合的病害虫・雑草管理(IPM)の普及を推進します。

調査研究

生物機能を活用した環境負荷低減技術の開発

環境負荷低減農業技術の確立

病害虫防除農薬環境リスク低減技術の確立

家畜排せつ物の適正管理及び利用促進

○家畜排せつ物処理のための施設等の整備の推進

家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進を図るため、家畜排せつ物処理・利活用施設の整備を実施しています。

持続可能な養殖業の推進

○養殖業による漁場環境の悪化防止

漁場改善計画の策定等を通じて、飼料等による水質・底質への負荷の低減に取り組んでいます。

地域環境の保全・創造 - 健全な農林水産業は、自然豊かな国土をつくれます

農林水産業は私たちに野菜や魚などの食べ物や良質な木材を供給するだけでなく、自然と共生する産業として、地域自然環境の保全や国土保全など様々な機能を発揮しています。この機能を農山漁村地域の住民が中心となって守り・育んでいく活動が全国各地で行われています。

■ 農山漁村の地域資源を活用した循環型社会の形成（広がるバイオマスの活用）

現代社会の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムが、自然の浄化能力を超え、地球温暖化、廃棄物、有害物質等の様々な環境問題を深刻化させているという問題意識を背景に、農林水産業の現場をはじめ、地域で発生する未利用物や廃棄物を、「バイオマス資源」として有効利用していくことが注目されています。

近年は、地域住民が中心となって地域で発生したバイオマス資源の利活用に取り組み、環境に優しい地域循環型社会をつくり出す動きが各地で見られるようになっており、これらの活動は、地域環境の保全のみならず活力ある地域づくりにも繋がっています。

菜の花プロジェクト

- 伊万里はちがめプラン（佐賀県伊万里市）

地域の飲食店主が生ごみをたい肥化するプラントを建設し、たい肥を生産している。地域の農家、住民の協力も得て、生ごみからたい肥、そして、農産物へという循環に取り組んでいる。

たい肥は、菜の花を育てるのにも使われ、菜種油を作り、その廃油は環境に優しいバイオマスディーゼル燃料にされ、はちがめプランのプラント内車両や広報車などで使用されている。

この地域発の取組が今では市の総合的な環境改善事業に発展している。



このような中で、地球温暖化の防止や、循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業、農山漁村の活性化に向けて、政府は「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定し、関係省庁や地域が連携しながら、持続的に発展可能な地域循環型社会構築への取組を進めています。

バイオマスタウン発進

- 日田市バイオマスタウン構想（大分県日田市）

平成17年6月にバイオマスタウン構想を公表し、豊富なバイオマス資源を背景に循環型社会の構築を目指している。農畜産業が盛んな特性を生かし、そこから排出される豚糞尿や生ゴミ、農集排汚泥をメタン発酵し、発生するメタンガスを利用した発電を行っている。処理過程で発生する残さは、堆肥や液肥として地域の農業に有効利用している。さらに、今後は、木質バイオマスを利用したバイオマス発電に取り組むこととしている。これらの取組によって、廃棄物系バイオマスの95%、未利用バイオマスの40%の利用を目指している。



■ バイオマス・ニッポン総合戦略

[バイオマス・ニッポンHPへ <http://www.maff.go.jp/biomass/index.html>](http://www.maff.go.jp/biomass/index.html)

新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」を決定(平成18年3月)

- 1 バイオマス輸送用燃料の利用の促進
 - ・国が導入スケジュールを示し、利用に必要な環境を整備
 - ・特に、国産バイオマス輸送用燃料の利用促進
- 2 未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウン構築の加速化

農林水産省の施策

バイオマスの総合的な利活用の推進

バイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、バイオマスの活用のための総合的な取組を推進しています。

バイオマスの総合的な利活用の推進

地域で発生するバイオマス資源を、工業原料、材料、製品へ変換し循環利用するシステムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定や、利活用施設の整備等の地域の主体的な取組を支援しています。また、バイオマスプラスチックの利用を促進するため、モデル事業により、生産技術の実証、普及啓発、導入実証等を行っています。

家畜排せつ物のたい肥化等による利用の促進

家畜排せつ物の利用を促進するため、たい肥化等の家畜排せつ物利活用施設の整備を実施しています。

食品リサイクルの推進等

○ 食品リサイクルに関する啓発普及・調査

関係者への食品リサイクル法の趣旨の徹底に取り組むとともに、食品循環資源の再生利用、減量手法の普及・技術確立状況等の把握を行っています。

○ エコフィード(食品残さの飼料化)を推進する取組の実施

食品副産物等のリサイクル原料の飼料利用を推進するため、推進体制の整備や、施設整備に対する支援を行っています。

○ 繰り返し利用可能な輸送資材の利用の推進

廃棄物発生抑制の観点から、通い容器の利用拡大のための容器の規格化や管理回収システムの開発を行っています。

木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備の推進

地域の未利用木質資源のエネルギー利用を促進するため、林地残材の効率的な収集、運搬のための機材や、木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備を行っています。

水産バイオマスの利用の促進

漁業活動から発生する水産系副産物の貝殻について、漁場環境整備や増養殖場造成への活用など再生利用を進めています。

循環型社会に対応した漁村づくりの推進

風力等の自然エネルギー、バイオマス資源等を活用し、循環型社会に対応した漁村づくりを推進しています。

試験研究・技術開発

農林水産バイオリサイクル研究の推進

木材の有効利用のための技術開発の推進

水産バイオマス利活用技術の開発

廃FRP漁船のリサイクルの推進

○ 廃FRP漁船の魚礁材等への再利用技術の開発

■ 自然豊かな地域環境の創造(生物多様性・自然再生)

農村地域や森林は生き物たちの宝庫であり、農林水産業を通じて形成された水田や里山等の二次的自然、原始的な天然生林等は、希少な野生動植物をはじめとする生き物たちのすみかとして、生態系を保全する上で重要な役割を果たしています。田園や農業用水、森林などの資源は、豊かな水と緑に育まれた美しい国土や地域の自然環境を守る等の多面的機能を有した国民共有の財産です。

近年、国民の健康志向や環境意識が高まるとともに、「ゆとり」や「やすらぎ」を求めて、豊かな自然や美しい景観といった農山漁村の魅力が再認識されつつあります。このような中で、各地で、自然豊かな地域環境を創造・保全しようとする取組が、地域住民の手によって行われるようになっていきます。

コウノトリの野生復帰を目指して

- コウノトリの郷営農組合(兵庫県豊岡市)

(第11回全国環境保全型農業推進コンクールより)

「コウノトリの野生復帰」と一体となった郷づくりを目指し、集落全戸が加入した営農組合で、コウノトリの餌となる生き物を育みながら、安全なお米の生産、市民農園、水田の生き物調査などで定期的な消費者との交流等に取り組んでいる。

また、平成17年9月にコウノトリの自然放鳥を開始し、コウノトリの餌場となる水田営農の取組に、日本国内のみならず海外からも注目が集まっている。



みんなの財産を守る活動から

- 榎平棚田保全活動推進委員会 (山形県朝日町)

(第1回美の里づくりコンクールより)

朝日町は、町全体をエコミュージアム(生活・環境博物館)と位置づけ、町民主体のまちづくりを目指している。その中で、「榎平の棚田」と、棚田に隣接する展望地「一本松農村公園」からの眺望は、町民共有の財産であり、博物館の重要な展示品となっている。

榎平棚田保全活動推進委員会は、この展望地と棚田の景観保全にあたって、住民・企業・NPO、そして行政が協力しあって保全活動に取り組んできた。これら活動に先立ち、地域住民が一緒になって棚田や地域の将来を考えるワークショップの開催、子どもを対象とした「水とくらしの探検隊」の開設、さらに女性グループの応援を得た「ヒメサユリまつり」などのイベント開催により、都市住民との交流、世代間の交流が、近隣地域に幅広く波及している。



■ 美しい農村景観づくりへの取組

～水とみどりの『美の里』プラン総合HPへ <http://www.maff.go.jp/nouson/seisaku/21j/index.html>

現在、農山漁村では、過疎化や高齢化、混住化の進行など、様々な問題に直面する中で、従来の美しい農山漁村の風景が損なわれているケースが散見されています。

農林水産省では、平成15年9月に「水とみどりの『美の里』プラン21」を策定・公表し、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援しています。

■ 田んぼの生きもの調査

～田んぼの生き物調査HPへ <http://www.acres.or.jp/Acres/chousa/main.htm>

近年、田んぼや農業用水路が生き物達の生息場所として大切だということが認識されるようになりましたが、これまで、全国的な分布状況やどのような種類の生き物が生息しているか等の詳細な情報が不足していました。このため、環境省と農林水産省が連携すると

もに、地方公共団体や地域住民等の参加の下、田んぼ周辺の農業用水路等に生息する魚類とカエルの生息調査（略称「田んぼの生きもの調査」）を実施しています。

農林水産省の施策

生物多様性、多様な生態系の保全

優れた自然環境を有する森林の維持・保全

国有林野を類型化し、自然環境の維持、動植物の保護のために重要な森林については「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」として、自然環境の保全を第一とした管理運営を実施しています。

農村地域の二次的自然の保全・回復

農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取組を進めています。

自然環境を重視したむらづくり

健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しい村づくりに向けて、環境に配慮した農村整備を進めるとともに、田園自然再生のための取組を進めています。

水田周辺地域の生態系の把握

水田周辺地域の生態系の現状を把握するための「田んぼの生きもの調査」を実施しています。

里山の優れた自然環境の保全

森林整備事業や治山事業の他、NPO等の多様な主体による森林づくりや利用活動等により、里山林の再生・整備を推進しています。

藻場・干潟を保全・造成する「豊かな海の森づくり」の推進

多様な水生生物にとって良好な生息・生育の場である、藻場・干潟を保全・造成する「豊かな海の森づくり」を推進しています。

遺伝子組換え農産物等の使用等の規制による生物多様性の確保

遺伝子組換え農作物等の使用等の承認及び取締の実施

遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究の推進

遺伝子組換え生物の安全・安心を確保するための情報収集や遺伝子組換え作物の周辺環境への拡散を防止する技術などの開発を推進しています。

遺伝子組換え魚介類の識別手法及び安全性評価手法の開発

■ 持続的な農林水産業のための環境づくり

日本の農林水産業は、急峻で複雑な地形の国土にさまざまな形で働きかけることによって、その生産基盤を維持しながら営まれてきました。未来に向けて持続的な農林水産業を行っていくためには、自然の力を利用し続けるための農林水産業の場を適切に保全していく必要があります。

国土の約8割を占める農地や森林は、農産物や木材を生産するだけではなく、雨水を蓄え、浄化し、河川への急速な流入を抑制する等、水源のかん養や災害防止の役割も果たしており、漁業の場である沿岸海域の藻場や干潟は、海藻や貝類等の生息生物が水を浄化する働きをしています。

全国的な農林漁業者の減少や高齢化により、農林水産業を営む環境を維持していくことが課題となっています。このような中、地域住民に加え都市住民も参加した、農地・農業用水や森林、干潟などの環境を保全していくための取組が広がっています。

農地・農業用水等の適正な保全管理

- 山形県最上郡戸沢村 野口地区

(農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業)

集落の高齢化や担い手への利用集積により維持管理活動への参加者が減少しつつある現状を踏まえ、集落の将来や地域の守るべき資源について、地域住民による座談会やワークショップを開催し話し合いを行ってきた。

実際の活動では、水路の草刈り、泥上げをはじめ休耕田を活用したビオトープの設置や、地元小学校による自然観察会、景観作物の植栽などを、地域住民に加え東京都のNPO団体等が参画し、積極的に取り組んでいる。



漁業者や地域住民による干潟の管理

- 山口県山口市

^{ふしのがわ} 榎野川河口干潟では、漁協をはじめとする関係機関やNPO、流域住民のボランティアが中心となって、海域では初めてとなる自然再生推進法に基づく協議会を組織し、^{くわ} 人力だけでなく^{こううん} 鋤のようなツメがついた漁具を漁船で^{はしめ} 曳く耕耘や、播種によるアマモ場の造成等に取り組み、干潟・藻場の環境・生態系保全機能の維持に努めている。その結果、アサリの稚貝やクルマエビの稚エビが発生するといった効果が現れ始めている。



国民参加の森林づくり

- 富山県内各地

富山県では、(社)国土緑化推進機構が提唱する「森林ボランティアの日」に当たる9月の第3日曜日に、毎年、県内の森林ボランティア団体が集まり、県内各地で森林整備活動を行っている。この取組は、「緑の募金法」に基づく緑の募金事業の支援を受けて実施されており、森林整備を進めるとともに、森林の重要性に理解を深め、森林づくり活動の輪を広げていくことを目的に行われている。



■ 地域ぐるみの共同活動を支援 - 農地・水・環境保全向上対策

[農地・水・環境保全向上対策HPへ <http://www.maff.go.jp/nouti.mizu/index.html>](http://www.maff.go.jp/nouti.mizu/index.html)

我が国の農地・農業用水等の資源は、高齢化や混住化等により、適切な保全管理が困難になってきているとともに、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化への対応が必要となっています。

このため、地域住民など多様な主体の参画を得て、これらの資源の適切な保全管理を行うとともに農村環境の保全等にも役立つ地域共同の効果の高い取組を促進することとし、平成19年度からの施策の導入に向けた調査を平成17年度に実施しました。

また、長い歴史を経て維持されてきた、農地や農業用水、森林、沿岸漁場は、国土の大きな部分を占めて、周辺の自然等と一体的な環境を形づくっており、これらを、将来にわたって維持していくためには、さまざまな形での自然への働きかけも必要です。このための公共事業等を行うにあたっては、多様な生き物の生息環境や農村景観などに配慮した取組が進められています。

- 農地面積：469万ヘクタール(国土の12パーセント)
- 農業用水路の延長：4.5万キロメートル
- 人工林の面積：2,500万ヘクタール(国土の67パーセント)
- 藻場・干潟の面積：藻場14万ヘクタール、干潟4万9千ヘクタール

環境に配慮した農業基盤整備

- 排水路堰上げ式水田魚道(滋賀県米原市他)

琵琶湖の湖辺域では、かつて琵琶湖から水田まで魚類が遡上し産卵繁殖していた。

滋賀県では、こうした生態系を回復しようという「魚のゆりかご水田プロジェクト」を平成13年度に立ち上げ、その一環として、排水路から水田へ魚が遡上できるようにする「排水路堰上げ式水田魚道」の実証試験を実施している。

その結果、例えば水田5枚において、約75,000匹ものフナやナマズ等の稚魚が確認されるなどの成果を上げている。



■ 農林水産業の基盤整備における環境配慮

～農林水産省政策評価のHPへ <http://www.maff.go.jp/kaisetu/index.html>

田園環境整備マスタープランなど農村の環境保全計画の充実、地域住民やNPO等多様な主体の参画の促進により、環境保全を一層重視する基盤整備を推進しています。また、公共事業の実施に当たっては、環境配慮に関する各種の指針を用意し、事業評価に際して「環境との調和に配慮していること」を評価項目の一つとするなど、事業の実施段階での環境配慮にも取り組んでいます。

■ 自然環境への配慮のためのさまざまな指針・手引きを用意しています

- 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き
- 身近な水域における魚類等の生息環境改善のための事業連携方策の手引き
- 里地・田んぼではじめる自然回復 ～取組を進めるためのヒント～
- 水産基盤整備事業における環境配慮ガイド、施行環境マニュアル

農林水産省の施策

健全な森林の育成

多面的機能を発揮する森林の整備や保全の推進

国土の保全や水源のかん養といった森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるとともに、森林によるCO2吸収量1300万炭素トンの確保に向けて、間伐や針広混交林化、治山施設の整備等により多様で健全な森林の整備・保全を推進しています。

川上から川下を結ぶ豊かな海と森を育む総合対策

森林の整備による漁場環境の改善の視点により、森林所有者と下流沿岸漁業者の連携による森林整備や、沿岸漁場の整備を推進しています。

農地の維持・保全と安定的な用水供給機能の確保

農業用排水施設の整備

農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、計画的な施設の更新・管理体制の整備を進めています。

中山間地域への支援

里地や棚田が形づくる中山間地域の環境を維持・増進するため、農地の保全整備や、中山間地域等直接支払い等による地域活動の支援を行っています。

遊休農地活用の促進

地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用の促進に取り組んでいます。

農地・農業用水等の資源の保全向上

農地・農業用水等の資源や農村環境を保全向上していくための地域ぐるみでの効果の高い共同活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」の平成19年度からの導入を目指しています。

農山漁村地域の水質改善

農業用排水の水質保全・改善

農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、農村地域及び公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理する農業集落排水施設や、用水路や排水路を分離するなどの農業用排水路、水質浄化施設等の整備を進めています。

漁港及び漁場等の海域の水質保全・改善

漁港、漁場等の海域の水質を保全・改善するため、漁業集落排水施設の整備を推進しています。

自然エネルギーを利用した水域環境の改善

漁港内外の水質改善を図るための自然エネルギーを活用した海水交換手法等の検討を行っています。

海の森づくりと海洋生物資源の適正管理による持続的利用

藻場・干潟を保全・造成する「豊かな海の森づくり」の推進

多様な水生生物にとって良好な生息・生育の場である藻場・干潟を保全・造成する「豊かな海の森づくり」を推進しています。

資源管理体制・機能強化総合対策の推進

海洋生物資源を持続的に利用していくため、資源回復計画の着実な実施など資源の適正管理に取り組んでいます。

我が国周辺水域資源調査等の実施

我が国周辺水域における資源調査の充実等により、科学的知見に基づく適切な資源管理・回復及び持続的利用に向けた取組を推進しています。

我が国200海里内の指導監督及び取締の実施

我が国200海里水域における水産資源の適切な保存・管理の実効性を確保するため、漁業取締船による取締の充実、指導・取締体制を強化しています。

国際資源調査等の実施

国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献するため、公海及び外国排他的経済水域において漁獲される国際漁業資源の調査等を行っています。

漁場環境の改善・資源の持続的利用を図るための技術開発の推進

微生物の浄化作用等を利用した底質・水質等環境改善のための技術開発、海洋深層水を活用した海洋肥沃化システムの実用化に向けた検討、多様な環境特性に対応したアサリ等二枚貝資源の増殖支援技術の開発を行っています。

関係省庁の連携による健全な水循環の構築

健全な水循環系の構築に向け、関係各省庁間の情報交換及び意見交換、調査・研究の実施並びに施策相互の連携・協力を推進

■ 地球温暖化と農林水産業

化石燃料の利用の結果排出されるCO₂などの温室効果ガスの増加による地球温暖化の防止は、世界的な大きな課題となっていますが、農林水産業や食品産業の現場からもCO₂やメタン、一酸化二窒素などの温室効果ガスが排出されています。

また、温暖化による気象の変動は、農林水産業にもさまざまな影響を及ぼすことが予想されています。

■ 農林水産業における地球温暖化対策

適切に管理された健全な森林は、重要なCO₂の吸収源であり、日本では京都議定書に基づくCO₂排出量6%削減約束のうち、3分の2近くに相当する4,767万トン-CO₂程度を、森林吸収量により確保することを目標としています。

また、エネルギーや製品としてバイオマス(農産物残さ、家畜排せつ物等)の利活用を促進することにより、化石資源由来のエネルギーや製品を代替し、温室効果ガス排出削減に寄与するため、バイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、計画的な施策の推進を図っています。

その他、農林水産業や食品産業においては、施肥基準、農業環境規範の順守、施設・機械等の効率使用や省エネ技術の導入などを通じて、温室効果ガスの排出抑制の取組を進めています。

■ 農林水産業における地球温暖化対策 [PDFファイル](#)**■ 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進**

「地球温暖化防止に向けて」HP <http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/sesakusyoukai/ondanka/top.html>

国内の森林によるCO₂吸収量4,767万トン - CO₂程度の確保を目指し、「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」を策定し推進しています。

健全な森林の整備

保安林等の適切な管理・保全

木材・木質バイオマスの利用促進

国民参加の森林づくり

吸収量の報告・検証体制の強化

■ 木づかい運動の展開 [「木づかい運動HP」http://www.jawic.or.jp/](http://www.jawic.or.jp/)

農林水産省では、京都議定書の目標達成に向けた地域材利用の意義を広め、実需の拡大につなげていくため、平成17年度から普及啓発活動を強化し、国民運動として「木づかい運動」の取組を開始しました。



■ バイオマスエネルギーの利用促進

バイオマス・ニッポンHPへ <http://www.maff.go.jp/biomass/index.html>

化石燃料の利用による温室効果ガスの排出が課題となる中で、バイオマスから生成されるエネルギーは、持続可能なクリーンエネルギーとして注目されています。農林水産省ではバイオマス輸送用燃料の利用の促進や未利用バイオマスの活用等によるバイオマスタウン構想の加速化を通じたバイオマスエネルギーの利用促進に取り組んでいます。

農林水産省の施策

地球温暖化対策としての森林整備の推進

森林整備の推進

従来から取り組んでいる間伐の推進に加え、立地条件等に応じて、広葉樹林化、針広混交林化、長伐期化などの多様で健全な森林整備を推進しています。

森林整備を通じて供給される国産材の利用促進

木材産業の体制整備に関する事業及び地域材利用の推進に関する事業を実施し、木材・木質バイオマスの利活用を促進しています。

「緑の雇用」等による森林整備の担い手の確保・育成

林業就業者の確保・育成を図るため、林業就業に必要な技術に関する実地研修等を行う「緑の雇用」等を実施しています。

国民参加の森林づくり活動の推進

企業の社会貢献活動としての森林づくりや、NPOの森林ボランティア活動の促進等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進しています。

望ましい林業構造の確立と特用林産の振興の推進

高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の確立等により、担い手の定着促進と山村再生を推進しています。

農林水産業による温室効果ガスの発生抑制のための技術開発

地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発

農林水産分野における温室効果ガスのモニタリング及び将来予測を行うと共に、温暖化による影響、リスクの解明、温室効果ガスの排出削減・吸収・固定化促進のための技術開発に取り組んでいます。

漁業における環境負荷削減技術の開発

漁船への代替燃料導入に関する調査研究等、二酸化炭素排出量の削減を実現し漁船の省エネルギー化に資する技術の導入に関する調査研究を実施しています。

食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策

物流新技术を活用した食品流通効率化対策の推進

電子タグを活用した新たな物流管理システムの開発、卸売市場間の連携による物流の最適化システムの確立を支援しています。



食品産業の環境対策の推進

食品産業団体が策定した環境自主行動計画について、フォローアップを実施するとともに、未策定団体の計画策定や企業の環境マネジメントシステムの導入、環境報告書の策定等を推進しています。

環境保全に向けたさまざまな取組

—幅広い国民の理解と支援が支えます

■ 多様な主体の参加による環境保全に向けた取組

安全な農産物の生産や美しく豊かな農山漁村の景観保全、自然環境保全の流れを全国的に広げるためには、農林漁業者の主体的な努力に加えて、農林水産業に対する消費者の理解や支援が欠かせないものとなっています。

各地で、実際の農林水産業の現場の様子や農林水産業と自然環境との繋がりを体験等を通じて学ぶ取組が行われ、地域住民のみならず、都市の住民や子供たち等、多様な参加を得ています。

地域文化を活かして発展するグリーンツーリズム

- 青森県南部町(旧名川町)

「さくらんぼ」を地域振興の起爆剤にと実施した「さくらんぼ狩り」のイベントから始まった農家と消費者の交流の輪が町内外に広がっていく中で、「名川型交流」という農業体験、郷土料理、地域文化を生かした交流形態を確立した。

「農業インターンプロジェクト」の研修を受け入れるなど、いち早く農業体験を中心とした交流事業に着目し、活動実績20年を経てもなお、近隣町村と協力体制を取りながら積極的に取り組んでいる。

(第3回オーライ！ニッポン大賞より)



都市農村交流による地域活性化

- NPO法人大山千枚田保存会(千葉県鴨川市)

(平成17年度「立ち上がる農山漁村」選定事例より)

鴨川市との協働により始まった棚田のオーナー制度に加え、復田した耕作放棄地を使った大豆の作付け、収穫から豆腐作りや味噌作りまで体験する大豆畑トラスト、酒米の田植えから収穫まで体験し、酒造会社で仕込んだお酒を受け取る酒づくりオーナー、綿や藍の栽培から収穫、紡ぎや染まで体験する綿藍オーナーなど地域に残る技術を活かしながら活動を広げており、里山の環境を活かした自然体験活動や保存会独自の食農体験も推進している。



■ オーライ！ニッポン <http://www.kyosei-tairyu.jp/>

オーライ！ニッポンとは、都市と農山漁村のオーライ(往来)の活発化により、日本が健全(all right)になることを表現したものです。オーライ！ニッポン会議により国民運動として推進

しています。

■「立ち上がる農山漁村」とは <http://www.maff.go.jp/tatiagaru/newpage9.htm>

農林水産業を核として、自ら考え行動することで地域を元気にしている事例を、首相官邸で開催される有識者会議で「立ち上がる農山漁村」として選定し、全国に発進することにより、地域の活性化を推奨・推進しています。

■環境教育、食育への関心の高まり

現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、国民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが不可欠であるという認識のもと、各地で環境教育への関心が高まっています。また、食を生産する場と消費する場の距離が遠くなる中で、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進するため、平成17年に「食育基本法」が施行され、平成18年3月に「食育推進基本計画」が作成されました。

食料の生産現場では、農林漁業者の方々が気象条件、自然条件に合わせて生産を営む知恵を育んできた場でもあり、こうした場で農林漁業に関する体験活動や生産者と消費者の交流などを行う活動が各地で始まっています。

■なぜ？なに？食育！！ [食育HP http://www.maff.go.jp/syokuiku/index.html](http://www.maff.go.jp/syokuiku/index.html)

農林水産省では、食に関する知識と食を選ぶ力を身に付けるための「食育」を推進しています。

■都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、『人、もの、情報』の行き来を活発にする取組です。

グリーン・ツーリズムのほか農山漁村における定住・半定住等も含む広い概念であり、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指すものです。

(農山村関連情報) [農振局農村政策課HPへ http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/qt/index.html](http://www.maff.go.jp/nouson/chiiki/qt/index.html)

(漁村関連情報) [漁村へGO!HPへ http://www.gyoson-go.com/](http://www.gyoson-go.com/)

■国民・消費者へのアピール

多くの国民に環境問題に関心を寄せてもらい、行動につなげてもらうため、さまざまな主体により環境を主題としたシンポジウム、イベント、コンクールなどのPR活動が行われています。

また、消費者が環境にやさしい農産物などを選択できるよう、国や自治体により、生産物の認証制度の運用や、ロゴマークの普及などの取組が広がっています。

■ 環境配慮の取組を推進するためのコンクール [各コンクールのページへ](#)

さまざまな視点で先進的な優良事例を収集、表彰し、取組の広がりを支援します。

○ 全国環境保全型農業推進コンクール

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/nousan/kanpo/contest.htm>

○ 美の里づくりコンクール

<http://www.rdpc.or.jp/binosato-kon/h17/>

○ 田園自然再生活動コンクール

<http://www.acres.or.jp/Acres/denen/html/contest.htm>

■ 消費者への情報提供

環境に配慮した生産物の利用を進めるため、わかりやすい表示などの情報提供の仕組みをつくります。

○ 有機JASマーク

<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm>

○ 間伐材マーク

<http://www.kanbatsuzai-mark.org/>

○ バイオマスマーク

<http://www.jora.jp/txt/katsudo/bm/index.html>



■ 幅広い意見を踏まえた政策づくり(環境コミュニケーション)

農林水産省では、環境政策の観点からも、幅広い現場からの意見を聴くための「農林水産環境政策提案会」、多様な分野の有識者から意見を聴くための「農林水産環境政策アドバイザリー会議」を開催しています。また、この環境報告書についても、読者からの意見を幅広く把握できるよう、アンケートを用意しています。

環境管理システムに従い、施策の企画・立案等についても、これらの意見を参考にしながら点検・改善を進めていくこととしています。

■ 国民の意見を反映した政策づくり

[環境政策課HPへ http://www.maff.go.jp/kankyo/hanei_seisaku.html](http://www.maff.go.jp/kankyo/hanei_seisaku.html)

「農林水産環境政策の基本方針」で謳っている、国民の意見を反映した施策づくりのため、農林水産省では、広く一般からの提案を頂く「農林水産環境政策提案会」、多様な分野の有識者の意見を聴くための「農林水産環境政策アドバイザリー会議」を設置し、定期的を開催しています。

農林水産省の施策

都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供
都市と農山漁村の共生・対流の促進

グリーンツーリズムを通じた都市と農山漁村の交流を促進するため、情報提供や受け入れ態勢の整備を支援するとともに、都市部においても市民農園の整備などを推進しています。

魅力ある農山漁村づくりの推進

地域の創造力を活かした個性ある農山漁村づくりに向けて、豊かな自然や美しい景観などの視点に配慮した農業生産基盤や農村生活環境の整備などを推進しています。

環境教育・食育の推進

食育の推進

体験活動や地産地消の取組を通じて食育を国民運動として展開しています。

環境教育の推進

○木材を活用した環境教育の推進

地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するため、情報提供、セミナーの開催などを行っています。

○森林環境教育の推進

教育関係機関と連携し、学校林の整備やNPOの企画力を活用した森林体験学習等を推進するとともに、森林・林業に係る体験の場となる森林・施設の整備を進めています。

○海辺体験活動等の環境教育の推進

子どもたちの漁業体験活動を行う場として、体験交流施設等の整備を行っています。

農林水産省庁舎の環境配慮の取組

- オフィス活動にも配慮します -

■ 環境管理システムISO14001の導入

農林水産省では、農林水産分野の施策における環境配慮と同時に、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて率先して環境配慮に取り組むことが必要であると考えています。そこで、平成16年度より環境管理の国際規格であるISO14001に基づく環境管理システムの導入について検討を行い、平成18年3月31日に農林水産省本省(合同庁舎1号館)を対象として認証を取得しました。これは国の中央機関としては環境省に次ぐ2例目の導入となりました。

農林水産省の環境管理システムでは、環境に直接影響を及ぼす業務として、紙、ごみ、電気等のオフィス活動に関する事項を対象とするほか、施策の企画・立案に関する業務についても管理の対象として、「農林水産環境政策の基本方針」を踏まえた施策の進捗状況などについても、この仕組みの中で点検していくこととしています。



■ 環境管理システムの導入・ISO14001の認証取得のねらい

①持続可能な循環型社会の構築に向けて、**事業者としても**、率先して環境負荷の低減等の責務を果たす

②環境保全を重視した **施策の推進**

③農林水産施策について国民の理解と協力を得るとともに、省エネルギーや省資源の取組についても **社会全体への普及**を牽引



[JQA-EM5295]

■ 農林水産省環境管理システム (ISO14001認証取得)

環境政策課HPへ <http://www.maff.go.jp/kankyo/kanri/ems.html>

- 農林水産省の環境方針 (平成17年12月6日決定)
- 環境管理システムの各種規定類と関連計画等
- 環境側面調査及び法的要求事項等調査結果
- 環境目的及び環境目標及び実施計画

■ 平成17年度の農林水産省本省の環境目標の達成状況(実績と評価)

オフィス活動については、以下の8項目について目標を設けて、環境負荷の軽減に取り組んでいます。

目標項目	単位	13年度実績 (基準年度)	目標 (平成18年度)		平成17年度実績		評価 (1)
			目標値	13年度比	実績値	13年度比	
電気使用量	千kWh	10,264	9,238	90%以下	9,427	92%	○
公用車燃料 使用量	リットル	104,166	88,541	85%以下	85,340	82%	
都市ガス 使用量	m ³	157,082	157,082	100% (増加させない)	143,845	92%	
冷暖房用蒸気 使用量(2)	m ³	7,175	7,175	100% (増加させない)	7,751	108%	×
廃棄物 排出量	トン	806	604	75%以下	478	59%	
可燃ごみ 排出量	トン	757	454	60%以下	407	54%	
上水使用量	m ³	106,398	95,758	90%以下	95,158	89%	
用紙類使用量	トン	947	947	100% (増加させない)	619	65%	

1: は「平成18年度目標達成済み」、○は「昨年度より減少」、×は「昨年度より増加」

2: 政府の実行計画の趣旨を踏まえ、削減に取り組んでいるもの

「公用車燃料使用量」、「廃棄物排出量」、「可燃ごみ排出量」、「用紙類使用量」等6項目については、平成18年度の削減目標を既に達成しており、特に「廃棄物排出量」、「可燃ごみ排出量」、「用紙類使用量」については大幅な削減が進みました。また、「電気使用量」についても平成18年度の目標の達成に向けて着実に削減が進んでいます。

「冷暖房用蒸気使用量」については増加傾向にありますが、平成18年度では冷暖房時間の短縮等により、削減を進めています。

▶ 環境管理システム(ISO14001)による点検結果の詳細

目標を達成したものについても、今後さらに高い削減目標を掲げて一層の環境負荷軽減の取組を実施することとしています。

■ 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組

政府は、自らが率先して地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」を閣議決定し、取組を進めています。

農林水産省においても、平成13年度を基準年度とし、平成18年度までに政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%削減することを目標としており、毎年、同計画の実施状況の点検を行うこととしています。

農林水産省における平成17年度の温室効果ガス排出量は143,361トン-CO2で、平成16年度に比べほぼ横ばいであり、「農林水産省の温室効果ガス排出削減計画」に定めた本年度の削減目標(平成16年度比で7.1%削減)を達成するためには、7.0%相当分の10,000トン-CO2を削減することが必要となっています。

■ 温室効果ガス排出量抑制の取組

環境政策課HPへ <http://www.maff.go.jp/kankyo/hairyo.html>

農林水産省では温室効果ガスの排出削減を進めるため、「農林水産省の温室効果ガス排出削減計画(平成18年3月31日農林水産省決定)」を策定し、日常の業務等における省CO2及び省エネルギー・省資源の取組を推進することとしています。

■ グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、これは消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

■ グリーン購入の取組

H17グリーン調達結果 http://www.maff.go.jp/kankyo/hairyo_jisseki/h17.html

農林水産省では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき、物品を調達する場合には、できる限り環境への負荷の少ない製品を調達するとともに、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品やバイオマス製品、低公害車などを積極的に調達することとしています。

■ 農林水産省における木材利用拡大への取組

農林水産省では、平成14年12月に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」において、木材の利用推進を重要な柱の一つとして位置付けたこと等を踏まえ、対策推進のための具体的行動計画の一つとして、農林水産省自らが木材利用の拡大に取り組む「農林水産省木材利用拡大行動計画」を平成15年8月に決定(平成17年7月一部改正)し、

農林水産省関係公共土木工事で設置する柵工・土留工などの施設

農林水産省関係補助事業で設置する施設

農林水産省や関係機関の庁舎

農林水産省や関係機関の備品・消耗品

について、木材・木製品の導入目標値を定め、木材利用の拡大の推進に取り組んでいます。

■ 農林水産省における木材利用拡大への取組

林野庁HP <http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h18-6gatu/0609mokuzairiyou.html>へ

- 農林水産省木材利用拡大行動計画
- 平成17年度実施状況